

原子力事業者間協力協定の見直しに伴う事業者防災業務計画の取扱いについて

1. はじめに

原子力事業者間協力協定(以下、「協力協定」という。)では、これまで、発災事業者に300人の応援要員を派遣し、モニタリング、放射線管理、避難退域時検査等の協力を行う体制を整備しておりましたが、この度、避難退域時検査への協力において、更なる応援要員を派遣できるよう、避難退域時検査の支援要員として追加で2,700人を派遣する体制を整備致しました。

今回の増員した支援要員については、電力の基本スタンスとして事業者防災業務計画(以下、「防災業務計画」という。)には反映しないこととしております。

電力のスタンスとその考え方について下記の通り整理致しましたので、ご説明致します。

また、前回の面談(4月9日)におけるご確認事項の3件[※]についてもご回答致します。

※前回面談時におけるご確認事項

- ①見直した協定の内容について
- ②協力協定に携わる要員の位置付けについて
- ③協力活動に必要な資機材も含め、防災業務計画の修正要否を整理

2. 見直した協力協定の内容について

これまで、協力協定では、発災事業者に300人の応援要員を派遣し、モニタリング、放射線管理、避難退域時検査等の協力を行う体制を整備していたが、今回、避難退域時検査で更なる応援要員を派遣できるよう、避難退域時検査の支援要員を追加で2,700人派遣する体制を整備した。この2,700名については、従来の300人の応援要員とは異なり、避難退域時検査のみに従事することが支援の内容となり、原子力以外の部門(全部門)からも要員として派遣することとしている。また、全部門の社員が支援要員の対象となることから、活動の範囲としては「P AZ」や「OIL1又はOIL2が発動されているUPZ」区域を除外するとともに、活動時の被ばく限度についても一般公衆と同じ1mSvが上限となっている。

従来の協力協定の内容「原子力事業所編」とは別に、今回追加した支援要員に係るものを「住民避難支援編」として新規に協定を締結し、運用するものである。

【前回面談時におけるご確認事項①の回答】

3. 協力協定の見直しに伴う事業者の基本スタンスと考え方

(1)基本スタンス

今回の協力協定見直しに係る防災業務計画の取り扱いについて、避難退域時検査の支援要員追加分(2,700人)については、防災業務計画に記載しないことを、電力としての基本スタンスとする。

ただし、立地自治体からの個別の要望がある場合においては、個社毎に個別に対応することとする。

(2) 基本スタンスの考え方

① 命令及び規制庁内規(原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について)の観点

命令及び規制庁内規(以下、「内規」という。)において、「他の原子力事業者への協力に関すること」を防災業務計画に定めることとなっている。ここでいう、他の原子力事業者への協力の内容は、「原子力防災要員等の派遣」と「資機材の提供」が該当する。

a. 原子力防災要員等の定義について

原子力防災要員は、内規により「特定事象が発生した原子力事業所の原子力防災要員」及び「必要に応じ本店、原子力事業本部等当該原子力事業所以外の拠点から派遣される要員」と定義されている。更に内規は、命令第2条第1項第4号「原子力防災要員の配置」の解説をしていることより、「必要に応じ本店、原子力事業本部等当該原子力事業所以外の拠点から派遣される要員」とは、「各発電所の原子力防災要員と同等の活動を行う目的で各社の本店等から派遣される「原子力防災要員に準じた要員」を意図するものと整理する。

従来の協力協定「原子力事業所編」において、原子力防災要員等として派遣する要員(300人)が担う任務(添付資料参照)が、内規の求める「他の原子力事業者への協力に関すること」として該当することより、防災業務計画に記載すべき事項であると整理する。

新規に締結した協力協定「住民避難支援編」の支援要員が担う支援の内容からは、内規が記載を求める「特定事象が発生した原子力事業所の原子力防災要員」及び「必要に応じ本店、原子力事業本部等当該原子力事業所以外の拠点から派遣される要員」には該当しないものとして整理する。

【前回面談時におけるご確認事項②の回答】

b. 資機材の考え方について

協力活動に必要な資機材については、原則発電事業者にて準備するものとしており、従来からの協力協定「原子力事業所編」に定める個数で対応可能であることを各社確認している。

上記、a. とb. より、命令及び内規の視点では、2,700人の支援要員増員について、防災業務計画への記載すべき事案ではないと判断する。

②地域防災計画との整合からの観点

現状の地域防災計画には、避難退域時検査における事業者との協力に係る記載があるが、協力要員数は数字として記載されていない。

原災法第7条第2項に基づく、これまでの立地自治体との防災業務計画修正協議において、現状の防災業務計画の記載内容が、地域防災計画の記載内容に抵触していないものをご判断いただいているものとする。今回の支援要員の増加について、地域防災計画へ記載はないことから、現状、防災業務計画改正の必要性はないものとして判断した。

なお、地域防災計画に明確な数字として事業者からの派遣要員数が記載される場合においては、防災業務計画に記載する要員数の見直しについて検討する方針である。

4. まとめ

命令や内規からの視点(規制当局からのご確認)と地域防災計画への抵触との(立地自治体との協議)観点より、今回整備した避難退域時検査の支援要員として追加派遣する2,700人については、現状としては防災業務計画へ記載すべき内容に当たらないと判断する。

今回ご説明したとおり、事業者としては命令や内規を踏まえるとともに、地域防災計画に抵触しないことを立地自治体との協議において確認して防災業務計画を作成している。

しかしながら、立地自治体との協議により、地域防災計画記載内容以上の対応を図る必要が生じた場合においては、電力全体としてではなく、対応が必要となる社の個別対応として、立地自治体の要望にお応えする方針である。

【前回面談時におけるご確認事項③の回答】

以上